

2019年9月20日（金）  
愛知県県民文化局県民生活部県民生活課  
消費生活相談・消費者教育グループ  
担当 近藤、辻本  
内線 5031・5036  
ダイヤル 052-954-6165

## — 消費者トラブル情報 —

＜あいちクリオ通信 2019年9月号 (No. 375) ＞

### 「代引き」<sup>(※)</sup>を悪用した商品の送りつけ詐欺に要注意！ ～心当たりがなければ「受取拒否」を～

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、「注文していない商品が突然、『代引き』<sup>(※)</sup>で届いた」との相談が増加しています（2018年9月～2019年8月 93件、前年同期36件）。

(※)「代引き（代金引き換え配達）」とは、インターネット通販などで購入した商品の代金を、商品到着と同時に配送業者に支払い、引き替えに商品を受け取るサービスのこと

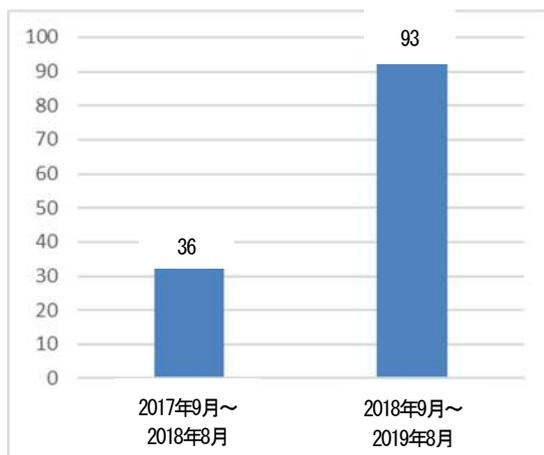
#### 特徴

- 突然、注文していない商品が「代引き」にて送付されます。
- 届けられる商品は、おもちゃやスポーツ用品、食品など様々です。
- 自分以外の家族が注文したと勘違いし、代金を支払ってしまった事例も発生しています。

#### アドバイス

- 誰も注文していないことが明白であれば、受け取らないようにしましょう【受取拒否】。
- 家族宛てなど、受け取るべきかどうか判断できないときは、配送業者（ドライバー）に事情を話して、荷物を一旦持ち帰ってもらいましょう【受取保留】。
- 商品の販売元・発送元と連絡が取れない場合もあります。代金を支払ってしまうと、取り戻すのは非常に困難です。心当たりがなければ、支払わないようにしましょう。
- 契約トラブルに遭ったり、不審や疑問に思った場合は、県又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口早めに相談しましょう。

◆注文していない商品が代引きで届いたことに関する  
相談件数 【集計時点：2019年9月9日】



#### ◇消費者ホットライン

☎ 188 (いやや!)

※身近な消費生活相談窓口につながります。